

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	海外投資等損失準備金の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資について、投資を行った内国法人に一定割合*の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 ※積立割合：探鉱事業・・・70%、開発事業・・・30%</p> <p>・ 特例措置の内容 平成30年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限の2年間の延長が認められた場合、法人住民税法人割についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第55条、同法第68条の43、同施行令第32条の2、同法施行令第39条の72、同施行規則第21条、同法施行規則22条の45において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
〔関係条文〕	〔地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号〕		
減収 見込額	[初年度]	()	[平年度] () (単位：百万円)
	[改正増減収額]		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。</p> <p>こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している。</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。こうした支援措置を講ずることにより、我が国に対する資源エネルギーの安定供給を確保することが目的である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>国内資源に乏しく、そのほとんどを海外からの輸入に依存している我が国では、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、上述のとおり、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している。</p> <p>石油・天然ガスは、2030年度時点でも一次エネルギー供給の約5割を占める重要なエネルギー源であり、また、金属鉱物は、新興国の急速な経済成長により中長期的に需給のひっ迫が予想されている。引き続き、こうした資源に対する我が国企業による投資の維持・促進を図ることは重要であるため、本制度の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとしたい。</p> <p>なお、資源確保に向けた戦略的・総合的な取組の強化については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定） ・G7伊勢志摩首脳宣言（平成28年5月） ・日本再興戦略2016（平成28年6月閣議決定） ・未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定） <p>において謳われているところである。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料																									
	政策の達成目標	<p>(1) 石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 2030 年に 40%以上に引き上げる。</p> <p>(2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（2030 年までにベースメタルは自給率 80%、レアメタルは自給率 50%）</p>																									
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日（2 年間）																									
	同上の期間中の達成目標	我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。																									
	政策目標の達成状況	<p>○自主開発比率の推移 (単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率 (注 1)</td> <td>22.1</td> <td>23.3</td> <td>24.7</td> <td>27.2</td> <td>27.4</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石</td> <td>自給率 (注 2)</td> <td>56.3</td> <td>58.7</td> <td>62.2</td> <td>55.8</td> <td>集計中 (30年2月公表予定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 自主開発比率 $= \frac{\text{我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量} + \text{国内生産量}}{\text{原油・天然ガスの輸入量} + \text{国内生産量}}$</p> <p>(注 2) 自給率は、地金製錬量（輸出分を含む）に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p>								24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	石油・天然ガス	自主開発比率 (注 1)	22.1	23.3	24.7	27.2	27.4	銅鉱石	自給率 (注 2)	56.3	58.7	62.2	55.8
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度																					
石油・天然ガス	自主開発比率 (注 1)	22.1	23.3	24.7	27.2	27.4																					
銅鉱石	自給率 (注 2)	56.3	58.7	62.2	55.8	集計中 (30年2月公表予定)																					

有効性	要望の措置の適用見込み	近年では、北米、中南米、オセアニア、東南アジアといった地域で本税制を活用した探鉱・開発プロジェクトが進められており、年度当たり 20～30 件の申請（経済産業大臣の認定）が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 実際、企業単位で数十億円～百億円規模の一括取崩を行う事例が生じているが、本制度により、事業失敗時の大幅な損失を平準化することが可能となり、企業が探鉱・開発事業を行う上での財務リスクが軽減されている。つまり、事業失敗に至った場合でも、我が国企業の財務状況が著しく悪化することを回避し、継続的な探鉱・開発投資が確保されている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 一方、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（減耗控除制度）は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度である。 なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない。（租税特別措置法第 58 条第 14 項）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(1) 石油・天然ガス ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外の天然ガス資産開発・液化等出資 (2) 金属鉱物 ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 一方、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）による出資支援は、投資資金が特に巨額となる等、財務基盤の小さい我が国企業単独では権益の獲得や事業の実施が困難である場合や相手国との資源外交上必要な案件等に対し、JOGMEC が直接出資するものである。

<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。実際、企業単位で数十億円～百億円規模の一括取崩を行う事例が生じているが、本制度により、事業失敗時の大幅な損失を平準化することが可能となり、企業が探鉱・開発事業を行う上での財務リスクが軽減されている。つまり、事業失敗に至った場合でも、我が国企業の財務状況が著しく悪化することを回避し、継続的な探鉱・開発投資が確保されている。</p> <p>また、先進国や新興国においては、各国の事情により制度内容は異なるものの、概ね資源開発を促進するための税制が措置されている。具体的には、探鉱・開発段階における準備金の積立て及びその損金算入を認める制度等が措置されているところ、我が国としても国際的なイコールフットィングを確保する必要がある。</p> <p>なお、我が国企業が資源開発投資を行う際、企業によっては必ずしも引当金を計上しないところ、上述のとおり、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本制度を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の維持・促進を図る意義は高まっている。</p>																		
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>○適用事業者（法人）数</p> <table border="1" data-bbox="387 779 842 862"> <thead> <tr> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 申請企業に対するアンケート調査結果により把握した数。</p> <p>○必要経費（損金）算入額（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="387 974 842 1057"> <thead> <tr> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22,270</td> <td>23,697</td> <td>4,394</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 申請企業に対するアンケート調査結果により把握した金額。</p> <p>○減収額（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="387 1169 842 1252"> <thead> <tr> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,679</td> <td>5,664</td> <td>1,028</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 申請企業に対するアンケート調査結果により試算した金額。</p>	26年度	27年度	28年度	24	25	12	26年度	27年度	28年度	22,270	23,697	4,394	26年度	27年度	28年度	5,679	5,664	1,028
26年度	27年度	28年度																	
24	25	12																	
26年度	27年度	28年度																	
22,270	23,697	4,394																	
26年度	27年度	28年度																	
5,679	5,664	1,028																	
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>②適用実績：470,810千円（平成27年度）</p>																		

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>(1) 石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率は、平成 22 年度の 23.5%から平成 28 年度には 27.4%に上昇している。本税制の認定を受けたプロジェクトによる引取量の合計は、我が国自主開発引取量全体の概ね 6 割程度を占めており、本税制による措置は自主開発比率の維持・向上に寄与している。</p> <p>(2) 金属鉱物 非鉄金属の自給率は平成 22 年度の 53.5%から平成 27 年度には 55.8%に上昇している（平成 28 年度は集計中）。本税制の認定を受けたプロジェクトは自主開発プロジェクトの 8 割以上を占めており、本税制による措置は自給率の維持・向上に寄与している。</p>																					
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。</p>																					
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○自主開発比率の推移（再掲） (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="384 824 1241 1099"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率</td> <td>22.1</td> <td>23.3</td> <td>24.7</td> <td>27.2</td> <td>27.4</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石</td> <td>自給率</td> <td>56.3</td> <td>58.7</td> <td>62.2</td> <td>55.8</td> <td>集計中 (30年2月公表予定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、資源開発は、初期探鉱から生産段階に至るまで最低でも 10 年程度の期間を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、自主開発比率及び自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。</p>			24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	石油・天然ガス	自主開発比率	22.1	23.3	24.7	27.2	27.4	銅鉱石	自給率	56.3	58.7	62.2	55.8	集計中 (30年2月公表予定)
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度																
石油・天然ガス	自主開発比率	22.1	23.3	24.7	27.2	27.4																
銅鉱石	自給率	56.3	58.7	62.2	55.8	集計中 (30年2月公表予定)																
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 28 年度税制改正において、資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の積立率を 90%から 70%に引き下げた。また、資源開発法人及び資源探鉱事業法人の範囲から外国政府を除外した。</p>																					